

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

- (1)欠格事由について
- (2)公正な事業実施について
- (3)規程類の後日提出について
- (4)情報公開について（情報公開同意書）

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

団体代表者 役職・氏名

法人番号

申請団体の住所

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4. 事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

避難民及び難民を対象とするIT技術者としての育成・雇用を通じた社会的・経済的自立支援

複数選択

ソーシャルビジネス形成支援事業

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	避難民及び難民（以降※避難民と称す。）を対象とするIT技術者としての育成・雇用を通じた社会的・経済的自立支援	
	事業名（副）		
	団体名	一般財団法人杉原千畝記念財団	コンソーシアムの有無
事業の種類1	②ソーシャルビジネス形成支援事業		
事業の種類2			
事業の種類3			
事業の種類4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="checkbox"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="checkbox"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	わが国で経済的に困窮している※避難民に対してIT技術者として自立することを支援し、生活基盤の提供を行うことで貧困状態からの脱却を支援する。
_4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	※避難民にIT技術者として、自立するための質の高い実務的な教育を提供する。
_8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	※避難民にIT技術者としての良好な就労の機会を提供し、経済的自立を支援することで、人口減少、労働力不足、IT技術者不足に苦しむ日本経済を救う一助となり、ひいてはわが国の経済成長に寄与する。
_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	我が国の社会に溶け込めず結果的に孤立化している※避難民、すなわち、特殊な法的身分・地位等により、また、戦争等によるトラウマが原因で不安定かつ不平等な貧困生活を余儀なくされている※避難民、を支援することによって、社会的・経済的不平等を解消する。
_16.平和と公正をすべての人に	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	※避難民の人権を尊重し、IT技術者としての自立を支援し、就職の機会を提供することにより、※避難民が社会的・経済的自立の公正な機会を得て、わが国の社会構成員の一員となることで、平和で公正な社会を実現する。

1.団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
<p>1. 杉原千畝が人道主義に基づき同盟国ドイツの脅迫を振切って数千人のユダヤ人の命を救った偉業を称え、その人道精神を現代の社会において具現化する。</p> <p>2. 千畝の行動にインスピレーションを受け、国際的な平和と人道主義を促進する。</p> <p>3. 全ての人の尊厳と権利を守ることを支援・推進する。</p> <p>4. 教育活動や啓発プログラムを通じて、人道的行動の重要性を教育し、理解を深める支援を行う。※避難民支援活動もその一環である。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
<p>2018年に設立され、杉原千畝の人道的行為と功績を称え彼の精神を後世に伝えることを目的とした非営利団体である。</p> <p>杉原千畝に係る、特別公演、資料の管理・公開等を通じて、その人道主義の普及に努めている。</p> <p>人種差別による迫害を受けた避難民の告白をまとめた出版活動をはじめ、ウクライナ人避難民の現状調査・研究、勉強会等に注力している。なお、当法人の人的・財政的基盤は株式会社A P I コンサルタンツの支援による。</p>	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2024/10/1	(終了)	2026/9/30	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	本事業の対象となるウクライナ人、ミャンマー人等の避難民・難民					(人数)	300人	
最終受益者	①本事業の対象者でIT技術者として就職した方々 ②本事業の対象者を雇用する日本企業等 ③本事業の対象者が開発した技術商品を使用・消費するわが国民及び外国人					(人数)	①※避難民：300人 ②数十社 ③数億人規模	
事業概要	<p>本事業は生活苦に喘ぐ※避難民の大半を占める「デジタルネイティブ」世代の者を対象とし、専門家による支援の下、日本語に不慣れな者でも理解できる英語を用いて彼らを円滑にIT技術者として育成し、就職機会を提供することで、その社会的・経済的自立を支援する。</p> <p>対象の避難民はウクライナ人200名、ミャンマー人等100名の計300名。対象者の3分の2をウクライナ人が占める理由は、戦争のトラウマ、公的支援金不足による貧困等で絶望している者が多く緊急性が高いためである。ポテンシャルが高い者も多いがその能力を発揮する場がないことは大きな社会的損失でもある。</p> <p>他方、わが国のIT人材不足は著しく、2030年に79万人が不足するため、人材育成が急務であるが、志望者の枯渇で人材集めすら難航している。こうした中、両者の適正なマッチングは※避難民の自立を促し貧困解消等が図られる一方、企業側も有望な人材の確保で経営が安定し、ひいてはIT人材のすそ野を広げ、わが国の成長にも寄与し得る。</p> <p>事業フローは次のとおり。</p> <p>①新規立上げのサイト等を通じた育成対象者の募集選考 ②生活状況・能力等に配慮したコース分け ③3カ月間の講習の実施 ④講習中のリクルート活動による講習終了時点での本採用マッチング</p> <p>講習は2回のトライアルを含め、事業期間内に計8回行い、将来は初期対象有能者による後進の育成により事業性・収益性を高める。</p>							
	600/600字							

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	943/1000字
<p>ロシアの武力侵攻によりわが国に避難したウクライナ人避難民のうち、わが国に在留中の者は2,000余人であるが、そのほぼ全ての者が戦争による激しいトラウマを抱え、中にはカウンセリングを受けている者も多い。また、ほとんどが来日前には日本語の学習歴がないため、日本語でのコミュニケーションに困難を強いられている。よって、定職に就けず、公的な支援に頼らざるを得ない生活が続いている。</p> <p>こうしたウクライナ人避難民のうち、知人等の身元保証人がいる者は全体の約9割を占めるが、身元保証人が生活費まで負担するケースは稀で、彼らは日本財団による年間1人100万円の支援金に頼って暮らしている。しかし、この支援が2025年3月で終了する。残り1割の者には政府が支援金を支給しているが、1日約2,400円に過ぎず、物価急騰下の大都市圏では生活が困窮を極めてい</p> <p>る。以上により、彼らの経済的自立は緊急性を要す。</p> <p>他方、彼らの年齢構成は、その大半が20~30代のデジタルネイティブ世代で、基礎的なITスキルを有し、ポテンシャルも高く、わが国で不足が著しい「IT人材の候補者」と言えるが、その能力を発揮する場がない。これは大きな社会的損失である。また彼らの潜在能力を引き出し、社会的・経済的自立を支援することは、受入国の責務でもある。</p> <p>一方、わが国では2030年に79万人のIT技術者が不足する。</p> <p>こうした中、両者の適正なマッチングができれば、ウクライナ人避難民の自立が促され、差し迫った生活困窮等の問題が解消されると同時に、企業側も有望人材の確保により、経営の安定が図られる。ひいては、IT人材のすそ野を広げ、わが国の持続的成長に寄与し得る。</p> <p>このプランは、関係者を通じてウクライナ大使館やIT業界団体から協力の内諾を得ており、ウクライナ人避難民も喜んでい</p> <p>る。こうした背景の下、本事業の対象者はウクライナ人避難民全体の10%相当の200名と、同様の問題を抱えた他国籍の※避難民100名の計300名。これは当法人の規模等を総合的に考慮した現実的なものであるが、本事業は単に※避難民の人道支援に留まらず、人材不足に喘ぐわが国の企業にも直接メリットを生むビジネスモデルであり、多くの産業分野に波及し得る。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	187/200字
<p>日本では政府、国際機関、非政府組織、民間企業が連携して、※避難民に対する教育や経済的自立の支援事業を実施しています。これらの取り組みは、生活の質を向上させ、地域社会への統合を促進するために、重要な役割を果たしています。しかし、※避難民が不安感を完全には払拭できずにおり、将来に対するビジョンを描けないことや ※避難民の立場に立った一貫した支援や連携に課題を残しております。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	164/200字
<p>杉原千畝記念財団は※避難民に対する支援を重要な活動として位置づけています。啓発キャンペーン、※避難民の状況を広く知ってもらう講演会や説明会を開いて市民の理解と支援を促進してまいりました。古谷武志事務所殿を通して、※避難民の手続きのサポート、生活・就労支援、日本語教育、精神的支援、コミュニティ形成支援を実施してまいりました。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係る資金の活用により本事業を実施する意義	200/200字
<p>①国際社会の責任である※避難民の基本的人権の保障が強化されます。</p> <p>②教育と就労支援の実施により経済的自立を促し※避難民の尊厳を守ることが出来ます。</p> <p>③新たな労働力として寄与し日本経済にプラスの影響を与えます。</p> <p>④教育により※避難民と子供達に未来の可能性を広げます。</p> <p>⑤日本の人道的な姿勢を国際的にアピール出来ます。</p> <p>⑦※避難民を社会に取込むことで多様性を受容する社会構築が進み社会の強靱性を高めます。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

事業終了後3年以内には、事業期間内に育成・雇用した※避難民の多くが、各実行団体の継続的な支援体制の下、IT技術者として経験と実績を積み、エントリーレベルからミドルレベルへとスキルアップを遂げ、一部の者は海外企業から英語で受注・開発を任されるプロジェクトリーダーへの成長も見込まれる。

また、母国等からの※避難民だけでなく、共用語である英語を用いて、広く未経験レベルの外国人材に対するトレーナー、チューター的な立場で、その教育・育成を担当する者が輩出することにより、日本にいる外国人のIT技術者の育成・雇用が促進される。

こうして、対象グループは、IT技術者としての確固たるスキルを修得し、社会的・経済的自立を遂げることにより、本事業の中長期的目標が達成されるとともに、彼ら自らが後進の※避難民に対する同様の課題解決のための推進役を果たすことが期待される立場となり、そのサイクリックな継続によって、※避難民を中心とする外国人材の育成・雇用における発展的かつ持続可能な新たなトレンドが創造される。

また、この時点において、対象グループを育成・雇用する実行団体は、対象グループのスキルアップや上記トレンドの創出により、従来の取引先からの受注増に加え、海外企業からの新規取引の拡大等も見込まれる。

さらに、こうしてIT技術者のすそ野が拡大することにより、わが国のIT分野での人材不足解消に繋がり、わが国の成長力の拡大、国益の増進に寄与し得る。

なお、本事業によるビジネスモデルは、IT業界に留まらず、人材不足に喘ぐわが国の企業・産業全体に波及することで、広い分野での※避難民の登用が進み、その自立促進が拡大されるとともに、雇用確保による企業の経営の安定、産業の安定成長が図られる。

間接的アウトカムであるが、避難民・難民及びその育成・雇用を行う実行団体の双方に対し、指導・助言・伴走支援を行うPO及び資金分配団体の要員は、その職務の遂行において貴重な経験を積むことができ、今後の日本を担うべき、PO及び優秀な人材が育っていくものと期待される。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
募集活動費と研修費の補助 広範囲な募集活動が可能となり、より多くの避難民が経済的な負担を感じることなく教育プログラムに参加できるようになる		応募者数 参加者数 受講者数		応募者数：0人 参加者数：0人 受講者数：0人			応募者数：300人 参加者数：300人 受講者数：300人
IT機器の提供 経済的不安を軽減し、IT機器を利用したオンライン学習やリモートワークが可能になる環境が整備される		IT機器提供数		IT機器提供数：0台			IT機器提供数：300台
就職支援と職場定着支援 適切な就職先を確保することで就職活動が円滑に進み、長期的なキャリア形成が支援される		就職活動参加率 就職率 メンタリング利用率		就職活動参加率：0% 就職率：0% メンタリング利用率：0%			就職活動参加率：100% 就職率：100% メンタリング利用率：80%
コミュニティ支援 情報共有や相互支援の機会が増え、心理的サポートが強化される		交流イベント参加率 カウンセリング利用率		交流イベント参加率：0% カウンセリング利用率：0%			交流イベント参加率：60% カウンセリング利用率：60%

適性調査と面談費用の支援 適切なキャリアパスの選択をサポートし、適切な部門や他社への配属が実現される		適性調査実施数 面談実施数	適性調査実施数：0件 面談実施数：0件		適性調査実施数：300件 面談実施数：300件
IT人材の供給 貴重なIT人材が日本の企業に適切に供給されるようになる		就職したIT関係者の数、IT関係での活躍度	IT関係者としての就職者：0人		IT関係者としての就職者：240人 (全就職者の80%)
募集活動 受講希望者の募集により、採用者数が増加する		応募者数 採用者数	応募者数：0人 採用者数：0人		応募者数：400人 採用者数：300人

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
日本語教育と文化適応支援および文化理解教育 日本社会に適応するための支援と文化理解教育プログラムの実施		文化理解教育プログラム参加者数		日本文化理解教育プログラム参加者数：0人			日本文化理解教育プログラム参加者数：200人
翻訳・通訳サービスと医療・福祉サービスの案内、および相談窓口設置 重要な書類の翻訳や通訳サービスを提供し、医療機関や行政手続きの支援と相談窓口の設置		翻訳・通訳サービス利用者数、医療機関利用者数、行政手続き完了者数、相談窓口利用者数		翻訳・通訳・医療機関・行政手続きサービス利用者数：0人			翻訳・通訳・医療機関・行政手続きサービス利用者数：200人
職業訓練とキャリアカウンセリングおよび職場定着支援 就職活動のカウンセリング支援、および長期的なキャリア形成の支援		キャリアカウンセリング利用者数、就職者数、職場定着率		キャリアカウンセリング利用者数：0人			キャリアカウンセリング利用者数：200人
住居支援と生活スキル支援、および生活スキル支援 適切な住居の提供と新生活に必要なスキルのサポート		住居支援利用者数、生活スキル支援利用者数		住居支援利用者数：0人 生活スキル支援受講者数：0人			住居支援利用者数：150人 生活スキル支援受講者数：150人
地域交流イベントと子どもの教育支援、および地域交流イベント 地域社会に溶け込むための交流イベントや文化理解の教育プログラムの開催と、避難民の子ども日本の学校への適応と学習支援		地域交流イベント参加者数、子ども教育支援利用者数		地域交流イベント参加者数：0人 子ども教育支援利用者数：0人			地域交流イベント参加者数：100人 子ども教育支援利用者数：80人
実行団体の公募と連携、統治体制の整備 実行団体の公募と機能確立、避難民コミュニティや大使館との連携、組織統治体制の整備		実行団体数、企業統治度評価回数・結果		実行団体数：0団体 企業統治度評価：実施なし			実行団体数：6団体 企業統治度評価：6回実施

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
募集活動費の補助 避難民の生徒募集にかかる費用を支援する。具体的には、コミュニティへの打診、大使館への紹介、ネットでの募集活動、雑誌への広告掲載費用などをカバーする。これにより、広範囲にわたる募集活動が可能となり、より多くの避難民が教育プログラムに参加できるようになる。	2024年10月～2026年6月	136/200字
給料の補填 ※避難民がIT研修を受けながら働くことのできる職場を提供する。支援された給料が支払われる。これにより、避難民が経済的な支援を受けながら、必要なスキルを習得することができる環境が整備される。	2024年11月～2026年9月	100/200字
IT機器の提供 避難民が学習に必要なIT機器（パソコン、タブレット、インターネット接続）の無償提供を支援する。また、技術支援として、IT機器の使い方やトラブルシューティングに関するサポートに対しても支援を行う。これにより、オンライン学習やリモートワークが可能となり、教育の機会を広げることが可能となる。	2024年11月～2026年9月	151/200字
就職支援 IT教育を修了した避難民がスムーズに就職できるよう、就職活動に必要な費用（履歴書作成、面接交通費、職業訓練など）を支援する。さらに、自社内の希望部署の責任者や他社の希望セクションとの面談を実施し、適切な就職先を確保する。就職後も定着支援として、メンタリングやカウンセリングを提供する。	2024年11月～2026年9月	147/200字
適性調査と面談費用の支援 教育期間中、避難民の適性と希望を調査し、適切な部門への配属や他社への紹介を行う。このための面談費用や調査にかかる費用を支援する。これにより、避難民が最適なキャリアパスを選択できるようサポートする。	2024年11月～2026年9月	111/200字
職場定着支援 避難民が就職後も職場に定着できるよう、メンタリングやカウンセリングの費用を支援する。また、職場でのトレーニングやスキルアップのための費用も負担し、長期的なキャリア形成をサポートする。	2025年1月～2026年9月	98/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
日本語教育 ウクライナからの避難民が日本での生活や仕事に適應するために、日本語の授業や会話クラブを提供する。初級から上級までのクラスを用意し、個々のニーズに応じた学習をサポートする。	2024年11月～2026年9月	91/200字
翻訳・通訳サービス 重要な書類の翻訳や日常生活でのコミュニケーションを支援するために、翻訳や通訳のサービスを提供する。医療機関や行政手続きなど、専門的な場面でも対応できるよう支援体制を整える。	2024年11月～2026年9月	96/200字
キャリアカウンセリング 避難民が適切な職業を見つけるためのカウンセリングやアドバイスを提供する。履歴書の作成支援や面接対策など、就職活動全般にわたるサポートを行う。	2024年11月～2026年9月	82/200字
住居支援 避難民が適切な住居を見つけるためのサポートを行う。住宅情報の提供や契約手続きの支援に加え、引っ越しや新生活の立ち上げに必要なアドバイスを提供する。	2024年10月～2026年9月	78/200字

<p>医療・福祉サービスの案内 医療機関や福祉サービスの利用方法についての情報提供やサポートを行う。医療通訳の手配や福祉サービスの申請手続きの支援も実施する。</p>	2024年10月～2026年9月	76/200字
<p>地域交流イベント 避難民が地域社会に溶け込むための交流イベントや文化活動を開催する。地元住民との交流を促進し、互いの文化を理解し合う機会を提供する。</p>	2024年11月～2026年9月	74/200字
<p>相談窓口の設置 生活や仕事に関する悩みや問題を相談できる窓口を設ける。多言語対応の相談員を配置し、必要な情報やアドバイスを提供する。</p>	2024年10月～2026年9月	66/200字
<p>子どもの教育支援 避難民の子どもが日本の学校に適應できるよう、学習支援や補習授業を提供する。日本語教育に加え、学校の授業内容を理解するためのサポートも行う。</p>	2024年10月～2026年9月	78/200字
<p>文化理解教育 避難民と日本人双方が互いの文化を理解し尊重するための教育プログラムを実施する。ワークショップやセミナーを通じて、多文化共生の意識を育む。</p>	2024年11月～2026年9月	75/200字
<p>カウンセリング 避難民が新しい環境に適應するための心理的サポートを提供する。専門のカウンセラーによる個別カウンセリングやグループセッションを実施し、心のケアを行う。</p>	2024年11月～2026年9月	82/200字
<p>ストレスマネジメント 日常生活でのストレスを軽減するためのワークショップやリラクゼーションプログラムを提供する。メンタルヘルスの重要性を理解し、自己ケアの方法を学ぶ機会を提供する。</p>	2024年11月～2026年9月	90/200字
<p>文化適應支援 日本の文化や習慣に適應するための情報提供やサポートを行う。生活に必要な基本的な知識やマナーを学ぶための講座を開催する。</p>	2024年11月～2026年9月	66/200字
<p>生活スキル支援 日常生活に必要なスキル（家事、買い物、公共交通機関の利用など）を身につけるための支援を提供する。具体的な実践を通じて、スムーズに新しい生活に移行できるようサポートする。</p>	2024年10月～2026年9月	92/200字
<p>実行団体の公募と機能確立 実行団体を公募し、組み合わせが決まった段階で各団体と相談して、機能（ビジョン、ミッション）とボリュームの確立および責任分担を決定する。</p>	2024年9月～2024年10月	80/200字
<p>要員配置と統治体制の整備 各団体に具体的な要員の配置、自己資金の準備、個人情報保護対策、開催会議体について取り決め、組織統治体制を整備する。具体的評価実施体制とタイミング・内容を決定する。</p>	2024年9月～2024年10月	94/200字
<p>避難民コミュニティや大使館との連携 避難民コミュニティや大使館との連携を強化し、情報共有や支援活動の調整を行う。</p>	2024年10月～2026年9月	56/200字
<p>情報発信と提言活動 活動の社会的意義や成果を可視化し、情報発信を行うとともに、提言活動等への取り組みを推進する。</p>	2024年10月～2026年9月	56/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>効果的に広報するために明確なメッセージを設定し (※避難民コミュニティの会議に参加する、Facebook・Twitter・Instagramなどのソーシャルメディアを活用する、ウェブサイトの特設ページを作成する、ニュースレターとメールマガジンを配信する等により、) ※避難民、一般市民、行政、世界に向けて広報活動する。 住民、※避難民、行政、国、世界の国々とも連携した※避難民支援体制を確立させる。</p>	<p>200/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<p>政府機関（法務省・出入国管理事務所、地方自治体 他）と各国大使館には、広報誌や支援内容と協力願いたい事柄を記載した書類を持ってお願いに上がる。 実行団体の取り組み状況を1回/月、友好団体、企業、あるいは皆様にホームページで報告する。 難民支援協会、日本国際ボランティアセンター、民間企業、財団法人、コミュニティセンターとは広報誌やソーシャルメディアによる連携を図るほか協力してイベントの開催を図る。</p>	<p>199/200字</p>

VI. 出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

<p>資金分配団体</p>	<p>①資金調達環境整備：企業や金融機関のCSR活動と連携してスポンサーシッププログラムを取込みます。本事業のCSR目標を明確にし協力していただける企業、金融機関に本活動期間中からアプローチし、助成金プログラムや社会的インパクト投資を呼び込みます。 ②事業、組織の自走化：企業や金融機関への、IT教材販売、IT人材紹介、※避難民と協力し合うための講演会などの有料サービスを展開する。 ③社会の諸問題の自立的かつ持続的に解決される仕組：本事業は※避難民問題と日本の抱えるIT人材不足という2つの課題を解決に導く非常に重要かつ必要な事業である。地域住民、企業、自治体、国と情報共有することにより必須事業として未永く持続推進されます。 ④公的施策としての制度化：活動実績成果を整理し支援の必要性をシンポジウムやフォーラムで提言し公的資金や制度的支援の確保を行います。これらの施策により自走化できる団体となります。</p>	<p>400/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>①民間公益活動の自立した担い手育成：実行団体におけるIT人材教育と雇用連携で利益を生むような事業に育て上げる。その生徒の中から、自立できるような担い手を育てる。 ②資金調達できる環境の整備：スポンサー企業、団体からCSR支援金を受取れるような誇れる事業を行い、かつ広報活動をする。 ③事業、組織の自走化：※避難民の受講者の中から教育指導者が生まれるように制度設計する。これにより自走出来る組織となる。 ④社会の諸課題が自立的・持続的に解決される仕組み：本事業が、※避難民の人道支援と日本国におけるIT技術者不足を解決に導く、社会的に必要かつ有益な事業である。団体が利益を生む様に設計する。必然的に自立的かつ持続的に解決する事業として存在し続ける。⑤公的施策の制度化：資金分配団体と協力して政策提言を行い、公的資金や制度的支援を訴え、確保してゆく。これらの施策により自走できる団体となります。</p>	<p>394/400字</p>

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果

741/800字

国から交付金を受け取っての「助成事業」の実績は無しですが、ボランティアの形で、ロータリークラブを中心として、人道的支援の講演会や人道支援活動を行なっておりました。

実績としては

東京ロータリークラブ、東京品川中央ロータリークラブ、東京白金ロータリークラブ、東京目黒ロータリークラブ、東京銀座ロータリークラブで人道支援の大切さを強く訴えかける講演を行ってまいりました。株式会社A P Iコンサルタンツ主催のCEOフォーラムに参加し、特に精神的に傷ついている避難民や難民への心に寄り添う支援と経済的支援の大切さについての講演を実施してまいりました。

一般財団法人杉原千畝記念財団の理事であった古江孝治が執筆した「杉原千畝の実像」、「杉原千畝の道」等の避難民・難民に寄り添う心とその行動歴史を著した本を出版し、多くの方々に配布し、その共感を得てまいりました。

手続きが必要な事業は行政書士古谷武志事務所と連携して、1. 法的支援：難民認定申請のサポート、在留資格の取得、法的アドバイス。2. 生活支援：住居確保の支援、生活相談。3. 教育支援：日本語検定の取得サポート、教育期間のサポート。4. 経済的自立支援：就労支援、職業訓練プログラム紹介。5精神的支援：カウンセリングサービス、コミュニティ支援。6. コミュニティの形成支援：交流イベントの開催、ネットワーキング交信支援。7. パートナーシップの構築：他の支援団体との連携、企業とのコラボレーション。8. 広報と啓発活動：情報提供、啓発キャンペーン。など数多くの支援活動成果を上げてまいりました。しかしながら、資金的に限界があり、その支援活動の範囲には限界がありました。なお一層範囲を広げ深化させる必要があるため、本事業を申請いたしました。

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

783/800字

杉原千畝記念財団は「杉原千畝の実像」「杉原千畝の道」等の出版及び避難民支援CEOフォーラム等の活動を通して、避難民支援事業と企業や団体との連携を推進してまいりました。

手続き等を要す事業は、XXXXXXXXXX以下に実績を記述します。

①政府への提言により、国軍のクーデターで帰国困難となったミャンマー人在留者に対する、就労可能な在留資格「特定活動」の付与の実現。

②政府への提言により、ウクライナ人難民に対する、「命のビザ」（避難目的の短期査証）発給の実現。

③政府への提言により、ウクライナ人避難民に対する、就労可能な在留資格「特定活動」の付与の実現。

④政府への提言により、ウクライナ人避難民、ミャンマー人避難民 等への補完的保護対象者認定制度創設の実現。

⑤政府へのウクライナ避難民（全体の90%を占める、身元保証人が要る避難民）に対する生活支援金支給に係る予算措置の提言。

⑥駐日ウクライナ大使館での避難民を対象とする無料相談会の毎月実施。

⑦病弱者、高齢者、自衛隊中央病院入院中の負傷兵等をはじめとするウクライナ人避難民延べ約200人以上及びミャンマー人避難民延べ300人以上に対する、

在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、住民登録、国民健康保険加入・減免手続き、国民年金保険料免除申請、生活支援金等受給申請、身寄りのない者の身元保証人引き受け、来日査証発給申請、ハローワークでの求職手続き、職業訓練の申込み手続き、銀行口座開設手続き、公営住宅入居・転居手続き、引っ越しの手伝い生活必需品等の購入、病院への付き添い・病状の説明手伝い、喧嘩等のトラブルの仲裁、養育費の請求、わが国での死亡者に係る諸手続き、日本語検定試験申し込み手続き。

等、日常生活に必要な行為全般に係る伴走型支援、指導、助言等を行ってまいりました。

団体からの要請により
「事業計画書」の一部を
非公開とした。(JANPIA)

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数		
(2)実行団体のイメージ	ソーシャルビジネス事業として、杉原千畝財団が選定されたのち実行団体として公募し、6社程度を選定する予定です。選定候補社としては、：十数社に及ぶと考えております。例えば、 、他多数社が考えられます。	191/200字
(3)1実行団体当り助成金額	5,500万円/社を想定している。	17/200字
(4)案件発掘の工夫	ソーシャルメディア、及び杉原千畝記念財団のウェブサイト・ネットワーク・講演会での実行団体の募集、及び 株式会社APIコンサルタンツのネットワークによる実行団体の募集を行う。	86/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	<p>1) 資金分配団体は分配金申請・受取と各団体間の連携を図り、実行団体には分配金支給とその管理監督を行う。</p> <p>2) 実行団体は※避難民支援の目標達成活動を行う。活動内容は資金分配団体等に報告する。</p> <p>3) 評価関連団体は評価専門家を配し定期的な評価を行い、成果の可視化を図り、評価結果の活用を各団体に促す。</p> <p>4) PO担当は資金分配団体の非資金的支援を中核的に担う専門家 (PO)の確保育成とその活動を支援する。</p>				198/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	3名	新規採用人数 (予定も含む)	2名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	1名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>1)理事会を定期的に関き財務や活動報告を公開し透明性を保ちます。</p> <p>2)メンバー構成員全体会議を定期的に関き進捗データ収集と都度提案された課題の解決を図ります。</p> <p>3)定期的に関きリスク評価を行い事業運営の安定性を保ちます。</p> <p>4)個人情報・機密情報保護に万全をきします。</p> <p>5)関連法規及び内部規定、倫理規定を遵守します。</p> <p>6)メンバーに対して、倫理や法令順守に関する定期的な教育・トレーニングを実施します。</p>				199/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2024/10/01 ~ 2026/09/30	
資金分配団体	事業名	
	団体名	一般社団法人 杉原千畝記念財団

	助成金
事業費	401,280,000
実行団体への助成	343,680,000
管理的経費	57,600,000
プログラムオフィサー関連経費	17,988,000
評価関連経費	30,000,000
資金分配団体用	14,400,000
実行団体用	15,600,000
合計	449,268,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	85,080,000	203,912,000	112,288,000	0	401,280,000
実行団体への助成	70,680,000	175,112,000	97,888,000		343,680,000
-					
管理的経費	14,400,000	28,800,000	14,400,000	0	57,600,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	4,896,000	7,992,000	5,100,000	0	17,988,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,496,000	4,992,000	3,600,000	0	11,088,000
その他経費	2,400,000	3,000,000	1,500,000	0	6,900,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	7,500,000	15,000,000	7,500,000	0	30,000,000
資金分配団体用	3,600,000	7,200,000	3,600,000	0	14,400,000
実行団体用	3,900,000	7,800,000	3,900,000		15,600,000

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	97,476,000	226,904,000	124,888,000	0	449,268,000

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般財団法人杉原千畝記念財団		
郵便番号	1080071		
都道府県	東京都		
市区町村	港区白金台		
番地等	五丁目22-12		
電話番号	03-6432-5887		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.sugihara-foundation.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2018/10/01		
法人格取得年月日	2018/10/01		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	マツモト ヒロシ
	氏名	松本 洋
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	0
理事・取締役数 [人]	0
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	0
無給 [人]	2
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	
団体名:	一般財団法人杉原千代記念財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3~5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第15条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第16条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第16条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第17条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第17条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第18条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第17条
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第19条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第29条
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第29条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第28条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第28条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第28条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第29条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第29条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第29条
●理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第27条
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第22条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第12条・第25条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第12条・第25条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的な人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

一般財団法人杉原千畝記念財団

定款

原本と相違ありません



第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人杉原千畝記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、杉原千畝の偉業を正しく伝え、杉原千畝が実践した人道主義の発現により、社会の平和、安寧、人権擁護を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 人道支援の推進
2. 避難民及び難民の社会的、経済的自立支援
3. 自立のための教育支援
4. 杉原千畝の事績に関する調査研究及び出版、講演等を通じての普及
5. 上記の調査研究活動、人道主義活動の顕彰・表彰
6. 杉原千畝の事績に関わる展示館の維持運営
7. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

住所

氏名 松本 洋

拠出財産及びその価額 金300万円

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第8条 この法人に、評議員は3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人でないこと。
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがないこと。
 - (3) 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)ではないこと。
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係わる決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

(任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

- 第12条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務を執行した評議員にはその対価として、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第13条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事、評議員の報酬並びに費用等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度12月に1回開催するほか、必要がある場合はいつでも臨時に開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず。評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法定及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員にはその対価として、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 名誉顧問及び顧問

(種類及び報酬等)

第31条 この法人に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、この法人に関する多大な貢献者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この法人に関する貢献者、学識経験者等、並びにこの法人の役員等の退任者のうちから、理事会において選任する。

4 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。

5 前項の規定にかかわらず、名誉顧問及び顧問に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第35条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附則

(設立時評議員)

第36条 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

大新田 納、辛坊 正記、深澤 幸一郎

(設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事)

第37条 この法人の設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 松本 洋、中澤 克之、古江 孝治、矢野 輝久

設立時代代表理事 松本 洋

設立時監事 向出 博

(最初の事業年度)

第38条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から、平成31年9月30日までとする。

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人杉原千畝記念財団の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成30年8月20日

設立者 松本 洋

当法人の定款である

一般財団法人杉原千畝記念財団



履歴事項全部証明書

東京都港区白金台五丁目22番12号
一般財団法人杉原千畝記念財団

会社法人等番号	0104-05-017115		
名称	一般財団法人杉原千畝記念財団		
主たる事務所	東京都港区白金台五丁目22番12号		
法人の公告方法	電子公告による www.sugihara-foundation.org 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による		
法人成立の年月日	平成30年10月1日		
目的等	目的 当法人は、杉原千畝の偉業を正しく伝え、杉原千畝が実践した人道主義の発現により、社会の平和と安寧を推進することを目的とする。この目的に資するため、次の事業を行う。 1. 杉原千畝の事績に関する調査研究及び出版、講演等を通じての普及 2. 上記の調査研究活動、人道主義活動の顕彰・表彰 3. 杉原千畝の事績に関わる展示館の維持運営 4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
役員に関する事項	評議員	大新田 納	
	評議員	大新田 納	令和 4年12月26日重任
			令和 5年 1月 5日登記
	評議員	辛坊 正記	
	評議員	辛坊 正記	令和 4年12月26日重任
			令和 5年 1月 5日登記
役員に関する事項	評議員	深澤 幸一郎	
	評議員	深澤 幸一郎	令和 4年12月26日重任
			令和 5年 1月 5日登記

		
代表理事	<u>松本洋</u>	
		令和 2年12月30日重任
代表理事	<u>松本洋</u>	令和 3年 1月12日登記
		令和 4年12月26日重任
代表理事	<u>松本洋</u>	令和 5年 1月 5日登記
理事	<u>松本洋</u>	
理事	<u>松本洋</u>	令和 2年12月30日重任
		令和 3年 1月12日登記
理事	<u>松本洋</u>	令和 4年12月26日重任
		令和 5年 1月 5日登記
理事	<u>中澤克之</u>	
理事	<u>中澤克之</u>	令和 2年12月30日重任
		令和 3年 1月12日登記
理事	<u>中澤克之</u>	令和 4年12月26日重任
		令和 5年 1月 5日登記
理事	<u>古江孝治</u>	
		令和 2年12月30日退任
		令和 3年 1月12日登記
理事	<u>矢野輝久</u>	
		令和 2年12月30日退任
		令和 3年 1月12日登記

東京都港区白金台五丁目22番12号
一般財団法人杉原千畝記念財団

	理事	仙頭靖夫	令和 2年12月30日就任
			令和 3年 1月12日登記
	理事	仙頭靖夫	令和 4年12月26日重任
			令和 5年 1月 5日登記
	監事	吉野輝彦	令和 2年 3月31日就任
			令和 2年 4月 3日登記
	監事	吉野輝彦	令和 4年12月26日重任
			令和 5年 1月 5日登記
登記記録に関する事項	設立		平成30年10月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年 7月 2日
東京法務局港出張所
登記官

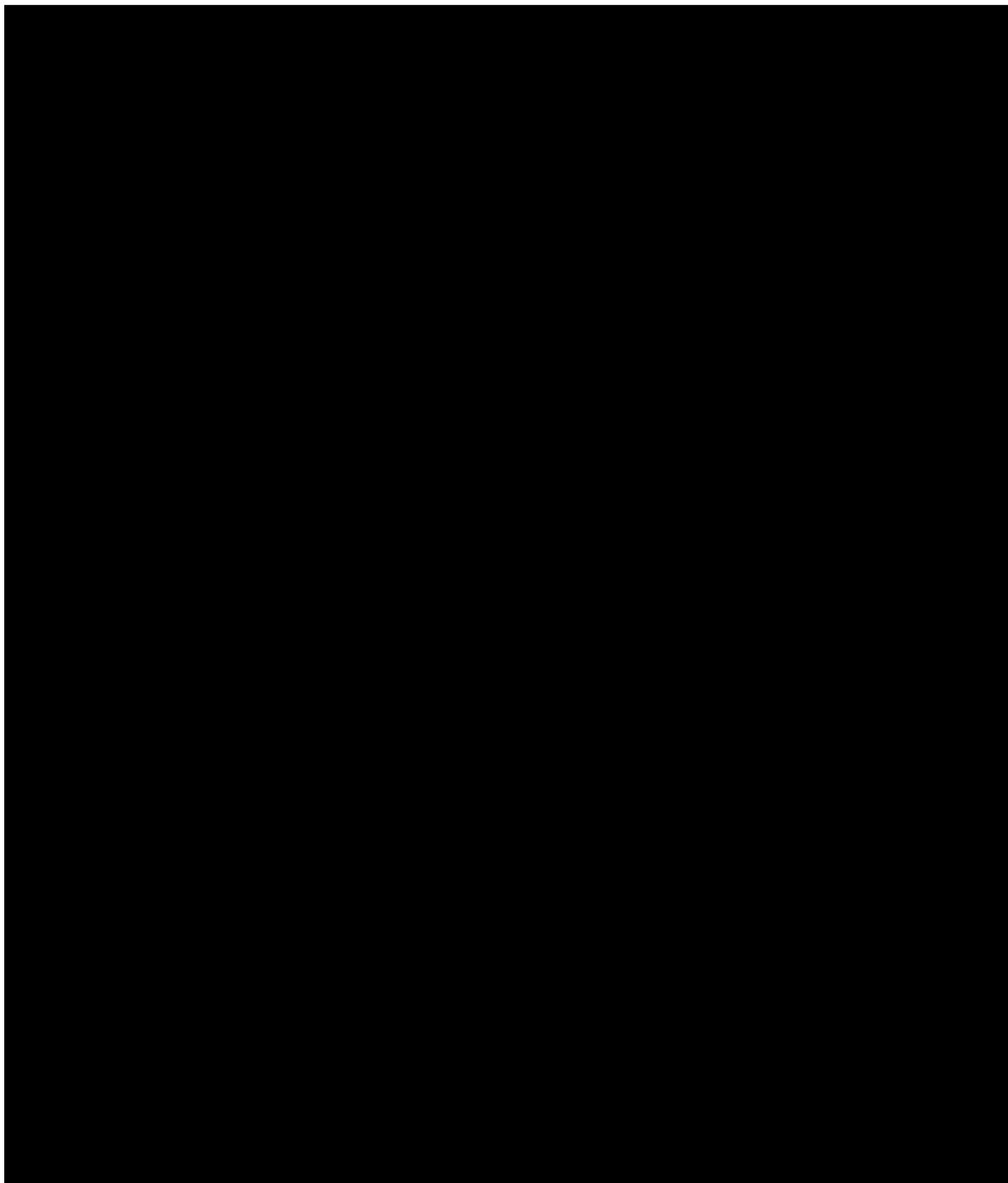
田家重信



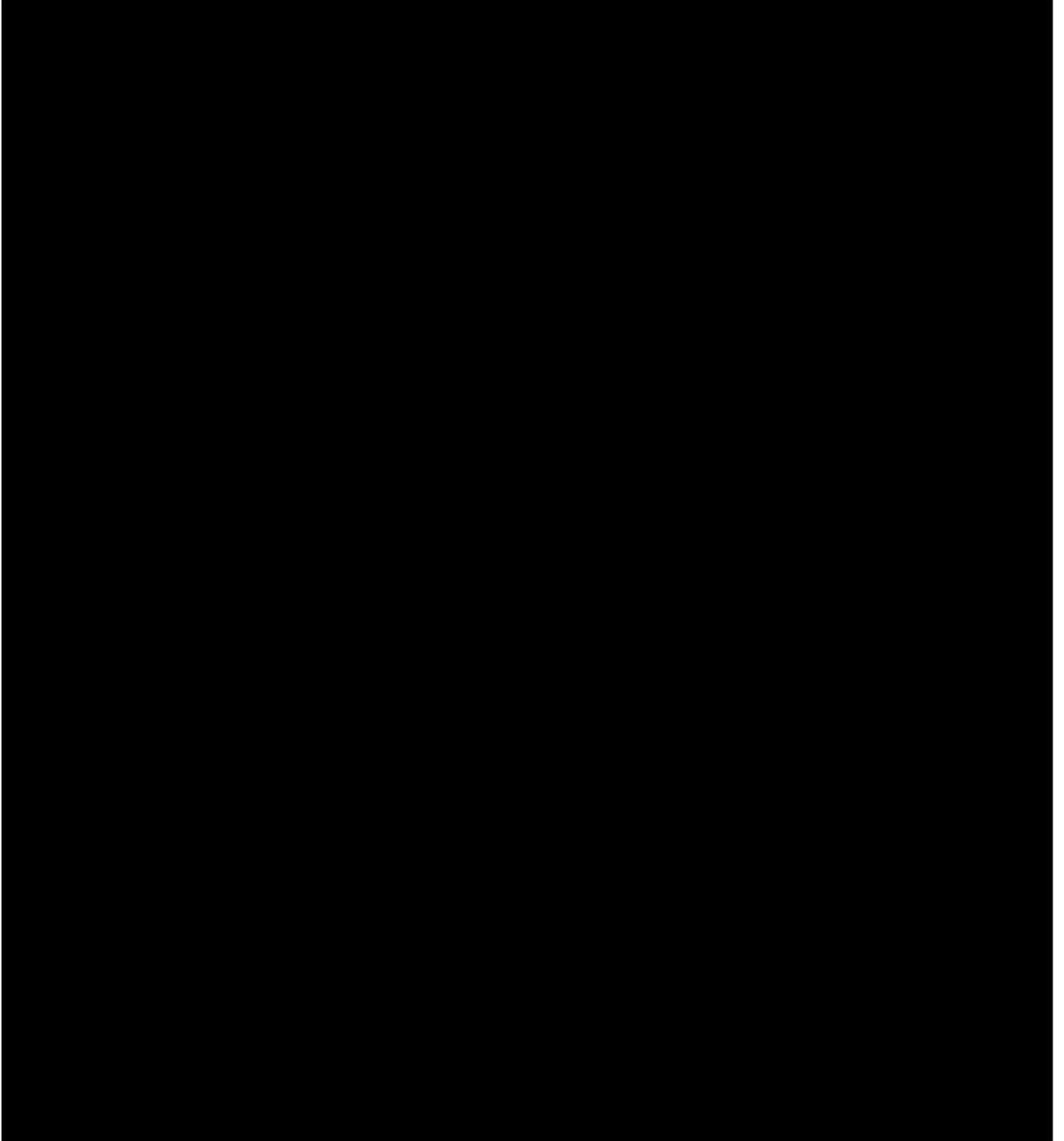
団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)

一般財団法人杉原千畝記念財団 事業報告書

令和2年度（令和2年10月1日～令和3年9月30日）



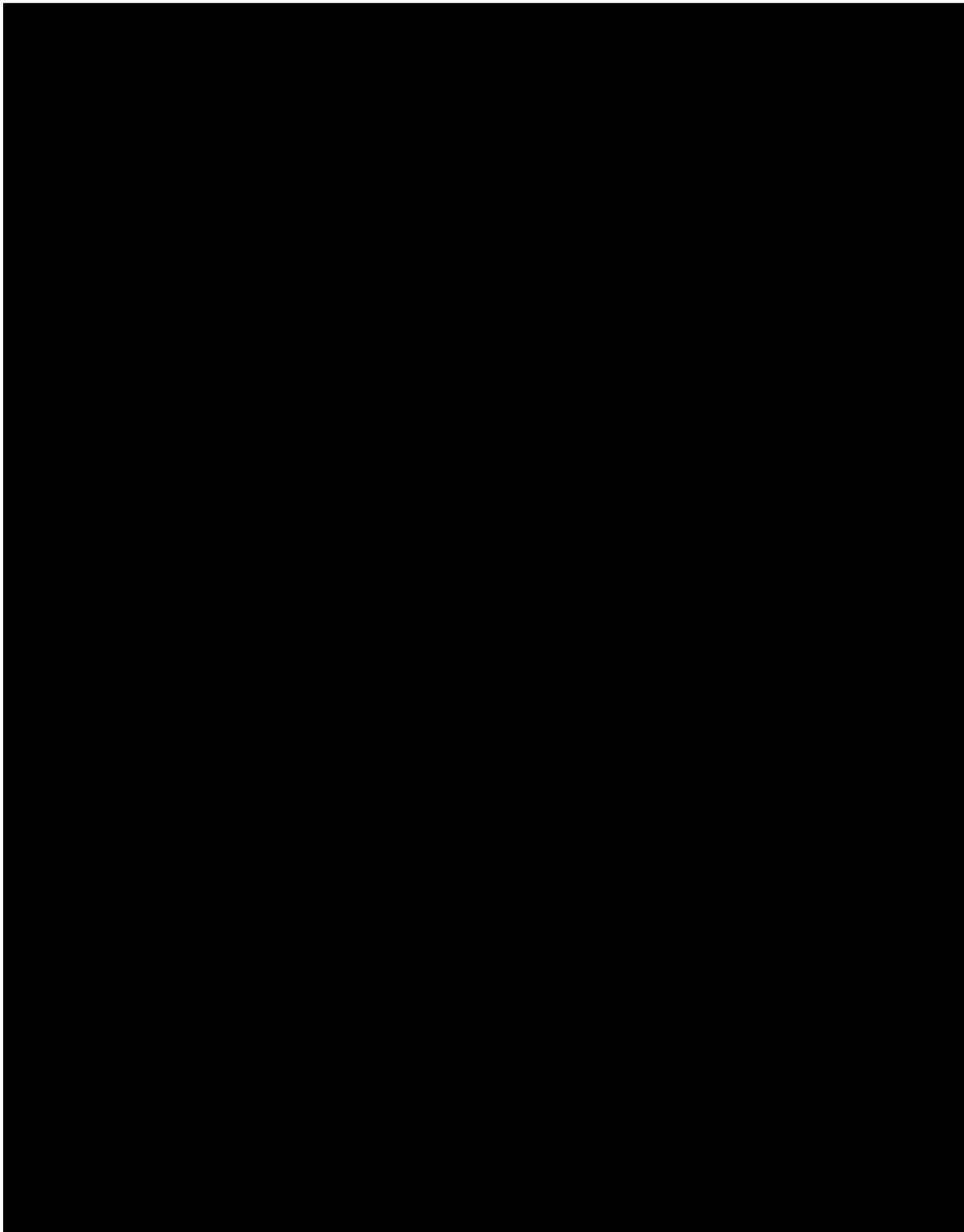
団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)



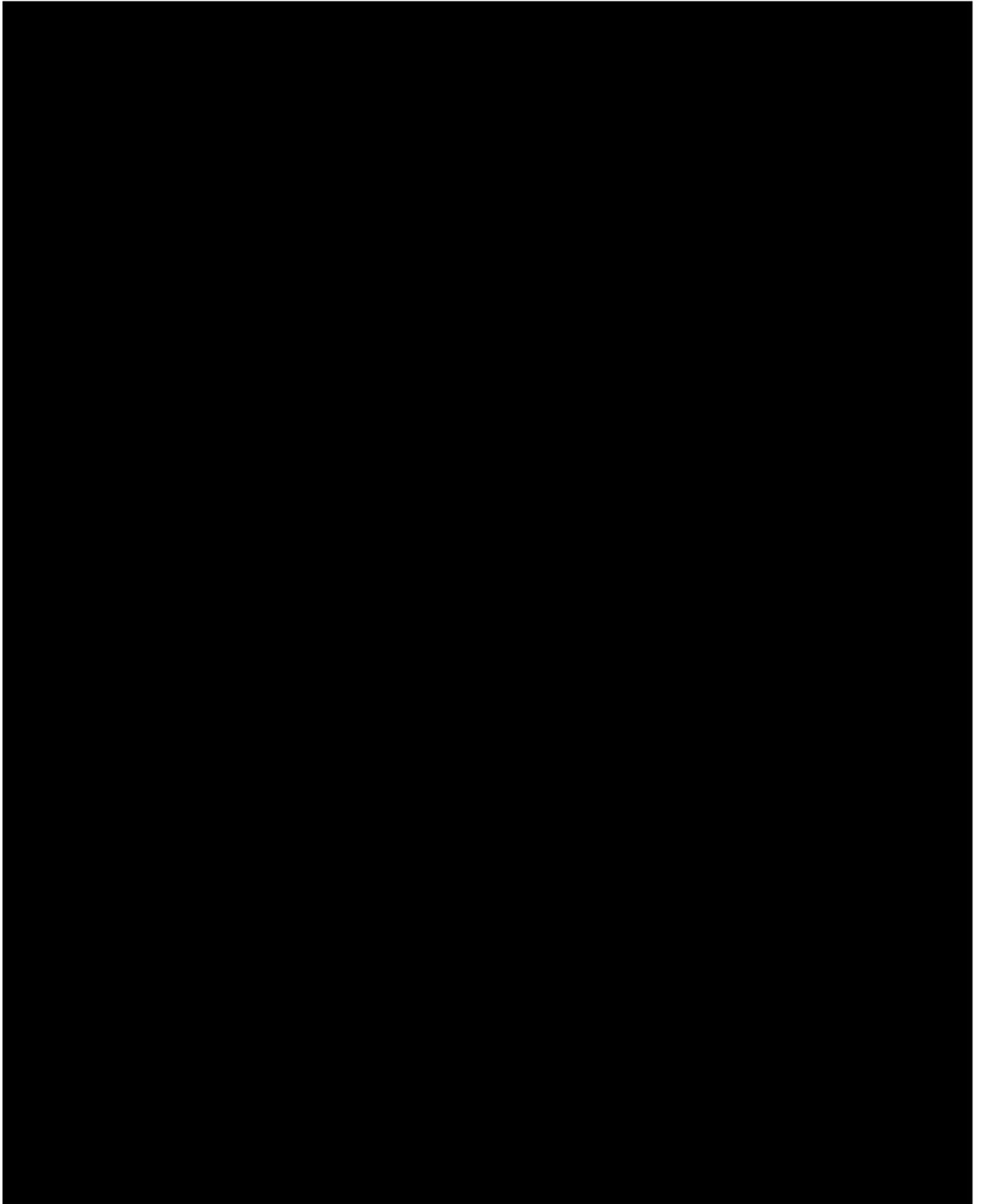
団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)

一般財団法人杉原千畝記念財団 事業報告書

令和3年度（令和3年10月1日～令和4年9月30日）



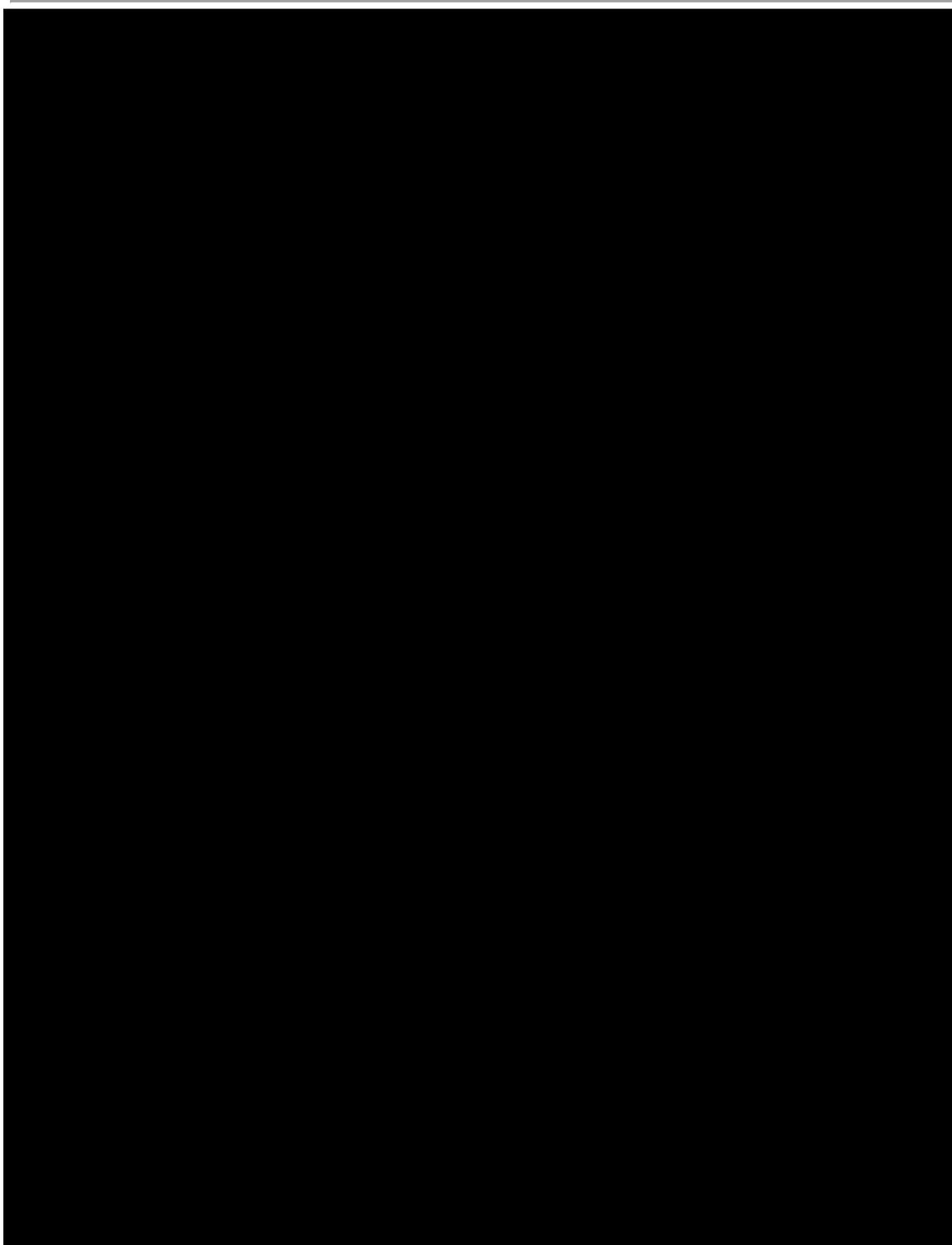
団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)



団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)

一般財団法人杉原千畝記念財団 事業報告書

令和4年度(令和4年10月1日~令和5年9月30日)



団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)

